

耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の総括表

公表日 令和元年10月21日

所管行政庁名

千葉県習志野市

■ 要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

用途	報告棟数	地震に対する安全性			耐震改修 工事中
		I	II	III	
		倒壊・崩壊の 危険性が高い	倒壊・崩壊の 危険性がある	倒壊・崩壊の 危険性が低い	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	20	0	0	20	0
病院、診療所	1	0	0	1	0
劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	0	0	1	0
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3	0	0	3	0
遊技場	1	0	0	1	0
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1	0	0	1	0
小計	27	0	0	27	0

■ 要安全確認計画記載建築物(法第7条)

小計	1	1	0	0	0
----	---	---	---	---	---

■ 耐震診断義務付け対象建築物(要緊急安全確認大規模建築物 + 要安全確認計画記載建築物)

合計	28	1	0	27	0
----	----	---	---	----	---

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。  
 附表に掲げる耐震診断の方法のうち、「○」印のある方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及びIS0を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示しています。